

統計調査結果 [厚生労働省ホームページ](#)

[ホーム](#) | [新着情報](#) | [窓口一覧](#) | [よくあるご質問](#) | [ご意見](#) | [リンク集](#) | [サイトマップ](#)

[検索](#) [拡張検索](#)

トピックス

平成16年10月
(平成18年3月更新)

動物の輸入届出制度について

厚生労働省は、輸入動物を原因とする人の感染症の発生を防ぐため、平成17年9月1日から「動物の輸入届出制度」を導入しました。

本制度は、動物(哺乳類(検疫対象動物を除く。))及び鳥類等を輸入する者は、当該動物の種類、数量その他の事項を厚生労働大臣(検疫所)に届け出なければならず、またその際には、動物毎に定められた感染症にかかっていない旨等を記載した輸出国政府機関発行の証明書の添付が必要となります。個人のペットも対象となりますのでご注意ください。

本制度の詳細については、次のとおりです。

1. 制度の全般について

- (1) [概要](#)(PDF:122KB)
- (2) [詳細](#)
- (3) [法律](#)(PDF:90KB)・[省令](#)(PDF:156B)・[告示](#)(PDF:259KB)
- (4) [我が国の動物の輸入状況について](#)
平成15年及び16年(PDF:149KB)
平成17年(9月～12月)(PDF:68KB)
平成18年(1月)(PDF:58KB)
- (5) [検疫所の届出窓口一覧](#)

2. 届出書

- (1) [様式](#)(PDF:58KB、Excel:25KB)
- (2) [記載方法](#)
- (3) [届出対象動物の種類名リスト](#)
哺乳類(Excel:795KB)
鳥類 [スズメ目以外のもの](#)(Excel:894KB) [スズメ目](#)(Excel:1298KB)

3. 衛生証明書

- (1) [衛生証明書の入手方法\(例\)](#)
- (2) [輸出国政府への例示](#)(PDF:61KB)
- (3) [輸出国から連絡のあった衛生証明書](#)
- (4) [鳥類の輸入が可能な国・地域\(高病原性鳥インフルエンザの発生のない国・地域\)のリスト](#)

4. 輸出国政府が指定した齧歯目の保管施設

- (1) [齧歯目の保管施設に関する輸出国政府から日本への報告事項\(輸出国政府への例示\)](#)(PDF:10KB)
- (2) [輸出国から連絡のあった齧歯目の保管施設のリスト](#)(PDF:51KB)

5. 検疫所窓口における届出書類の事前確認について

6. 動物の輸入届出制度Q&A

[英語版ホームページへのリンク](#)

[検疫所ホームページへのリンク](#)

[「動物由来感染症を知っていますか？」ホームページへのリンク](#)

※ 次の動物の輸入手続きについては、農林水産省動物検疫所にお問い合わせ下さい。本制度の対象外動物となります。
犬、猫、あらいぐま、きつね、スカンク、サル、家畜、偶蹄類の動物、家禽
[動物検疫所ホームページへのリンク](#)

問い合わせ先： 輸入しようとする海空港の検疫所窓口
又は
厚生労働省健康局結核感染症課
動物由来感染症担当
電話：03-5253-1111(内2384)

PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。
Adobe Readerは無料で配布されています。

(次のアイコンをクリックしてください。)



[トップへ](#)

[トピックス](#) [厚生労働省ホームページ](#)

厚生労働省

検索

拡張検索

[ホーム](#) | [新着情報](#) | [窓口一覧](#) | [よくあるご質問](#) | [ご意見](#) | [リンク集](#) | [サイトマップ](#)

健康

**感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第54条第1号の
輸入禁止地域等を定める省令に基づく指定の審査基準等**

第1 指定の申請

1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第54条第1号の輸入禁止地域等を定める省令(平成11年厚生省・農林水産省令第2号)第1条の表サルの項の規定による指定(以下「指定」という。)を受けようとする試験研究機関又は動物園の設置者は、次に掲げる事項を記載した**様式第1号**による申請書を厚生労働大臣及び農林水産大臣に正副2通提出しなければならない。この場合において、申請書は、厚生労働省健康局結核感染症課あて書留郵便により送付しなければならない。

- (1) 輸入したサル(以下「輸入サル」という。)を飼育するための施設(以下「飼育施設」という。)の所在地及び位置
- (2) 申請者が法人である場合には、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。)の氏名及び住所並びに使用人(本店若しくは支店(商人以外の者)にあっては、主たる事務所又は従たる事務所)又は継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で試験若しくは研究又は展示の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くものの代表者に限る。以下同じ。)があるときは、その氏名及び住所
- (3) 申請者が個人である場合には、その氏名及び住所並びに使用人があるときは、その氏名及び住所
- (4) 申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所
- (5) 飼育施設の管理者の氏名及び住所
- (6) 輸入サルの用途

2 申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 飼育施設の構造を明らかにする平面図及び構造図(輸入サルが感染症に感染した場合の当該輸入サルの隔離区域を明示すること。)
- (2) 飼育施設の付近の見取図
- (3) 試験若しくは研究の概要及びこれまでの実績又は指定に係る動物園の過去3年間の開園実績、入場者数、展示計画の概要その他輸入サルを飼育する技術的能力を証する書類
- (4) 飼育施設の維持管理に関する事項を記載した書類
- (5) 飼育施設における輸入サルの取扱いに係る作業手順を記載した書類
- (6) 業務に係る従業員の雇用及び配置の状況並びに従業員の技術的能力を説明する書類
- (7) 飼育施設の衛生管理に従事するために配置されている獣医師の氏名及び獣医師名簿に登録されている登録番号を記載した書類(当該獣医師が委託契約等に基づき衛生管理に従事する場合には、当該獣医師の氏名及び獣医師名簿に登録されている登録番号を記載した書類並びに当該契約を証する書類の写し)
- (8) 業務に要する資金の総額及びその調達方法を記載した書類
- (9) 申請者が法人である場合には、直前3年の貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (10) 申請者が個人である場合には、個人の資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (11) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び使用人がある場合には、その者の住民票の写し
- (12) 申請者が個人である場合には、住民票の写し
- (13) 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し
- (14) 第2の3に定める欠格条項に該当しない旨を記載した書類(誓約書)
- (15) 申請者が飼育施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること)を証する書類
- (16) 第3の1の規定に基づき指定の更新を受ける場合は、輸入サルの転帰(当該輸入サルの生存状況又は移動、販売、譲渡等の事実をいう。)に関する情報を記載した書類

- 3 厚生労働大臣及び農林水産大臣は、指定の申請の審査に必要な限度において、飼育施設の管理者その他の関係者に報告を求め、又は当該職員をして管理者の同意を得て実地に帳簿その他の書類を検査させるものとする。
- 4 指定に当たっての標準処理期間(行政手続法(平成5年法律第88号)第6条に規定する期間をいう。)は、30日とする。

第2 飼育施設及び申請者の能力

業務の用に供する施設及び申請者の能力がその業務を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして次に掲げる基準に適合するものであること。

1 飼育施設の能力に係る基準

飼育施設は、次に掲げる基準のいずれにも該当しなければならない。

- (1)飼育される輸入サルが外部に逸走できない構造を有するものであること。
- (2)感染症に感染した輸入サルを隔離するための構造を有するものであること。
- (3)感染症の病原体に汚染された物品、飼育に必要な用具等の消毒に必要な設備が設けられたものであること。
- (4)飼育される輸入サルの健康状態を獣医師が監視し、かつ、必要な衛生措置がとれる体制が確保されていること。

2 申請者の能力に係る基準

申請者の能力は、次に掲げる基準のいずれにも該当しなければならない。

- (1)業として行われる試験若しくは研究又は展示を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- (2)業として行われる試験若しくは研究又は展示を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

3 欠格条項

次に掲げる要件のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

- (1)成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- (2)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)又はこれに基づく処分に違反し、懲役又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (3)指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合には、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)
- (4)その業務に関し不正又は不誠実な行為をすおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- (5)指定を受けた飼育施設を有する者以外の者に平成17年7月1日以降に輸入されたサルの移動、譲渡、販売等をした者
- (6)営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が(1)から(5)までのいずれかに該当するもの
- (7)法人でその役員又は使用人のうちに(1)から(5)までのいずれかに該当する者のあるもの
- (8)個人でその使用人のうちに(1)から(5)までのいずれかに該当する者のあるもの

第3 指定の有効期限、条件等

- 1 指定は、3年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。ただし、当該期間内に当該更新の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し更新又は更新の拒否の処分がある日までは、指定されているものとみなす。この場合において、指定の更新がなされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 2 飼育施設において飼育される輸入サルについては、衛生管理及び飼養管理に関する記録(飼育施設外からの輸入サルの導入、繁殖、死亡、出荷等に関する記録を含む。)を記載した帳簿を備え、これを3年間保存しなければならない。
- 3 2の帳簿は、厚生労働大臣及び農林水産大臣から求めがあった場合には、これを提出しなければならない。
- 4 飼育施設において飼育される輸入サルは、指定を受けた飼育施設を有する者以外の者に移動、譲渡、販売等をしてはならない。
- 5 厚生労働大臣及び農林水産大臣は、飼育施設の指定をする場合において、1から4までに規定するもののほか、感染症の発生及びまん延の防止上必要な期限及び条件を付することができる。

第4 変更の指定等

1 変更の承認

業務の範囲を変更しようとするときは、厚生労働大臣及び農林水産大臣の変更の承認を受けなければならない。この場合においては、第1及び第2の規定を準用し、指定の有効期間については、従前の指定の有効期間とする。

2 変更等の届出

業務を廃止したとき、又は住所若しくは事務所の所在地、氏名若しくは名称、法定代理人、役員、使用人、主要な飼育施設若しくは設備の設置場所、主要な設備の規模若しくは構造に変更があったとき

は、その廃止又は変更があった日から30日以内にその旨を厚生労働大臣及び農林水産大臣に届け出なければならない。

3 指定書の返納

業務の全部を廃止したときは、2の届出の期間内に、交付を受けた様式第2号による指定書を厚生労働大臣及び農林水産大臣に返納しなければならない。この場合において、指定書は、厚生労働省健康局結核感染症課あて書留郵便により送付しなければならない。

第5 指定の取消し等

1 指定の取消し

厚生労働大臣及び農林水産大臣は、指定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- (1)感染症法若しくはこれに基づく処分に違反する行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。
- (2)飼育施設又は申請者の能力が第2の1又は2の基準に適合しなくなったとき(虚偽の申請を行ったとき及び当初から適合していないことが事後に判明したときを含む。)
- (3)第2の3の欠格条項に該当するに至ったとき。
- (4)本基準及び指定に付した条件に違反したとき。

2 名義貸しの禁止

指定を受けた者は、自己の名義をもって他人に試験若しくは研究又は展示を業として行わせてはならない。

第6 指定書の交付

厚生労働大臣及び農林水産大臣は、指定をしたときは、様式第2号による指定書を交付するものとする。

様式第一号

(第1面)

輸入サル飼育施設指定申請書

厚生労働大臣 殿
農林水産大臣 殿

申請年月日 平成 年 月 日

申請者

氏 名
住 所

(印) (署名又は記)

電話番号

(法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 54 条第 1 号の輸入禁止地域等を令省令（平成 11 年厚生省・農林水産省令第 2 号）第 1 条の表サルの項に規定する指定を受けたい関係書類及び図面を添えて申請します。

なお、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 114 条第 1 項に基づき命令を遵守し、記載事項に虚偽がないことを誓約します。

サルの用途		
業務の用に供する施設の所在地及び位置	電話番号	
申請者 (個人である場合)		
氏 名	住 所	
(法人である場合)		
名 称	所在地	
法定代理人 (申請者が審査基準の第 1 の 1 の (4) に規定する未成年者である場合)		
氏 名	住 所	

※ 事務処理欄

(第2面)

審査基準の第1の1の(2)に規定する役員（申請者が法人である場合）

氏名	役職名・呼称	住所

審査基準の第1の1の(2)に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

氏名	役職名・呼称	住所

施設の管理者

氏名	役職名・呼称	住所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「審査基準の第1の1の(2)に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 事業の用に供する施設の位置について、文章で明確に表現できない場合には、図面を添付して指し示すこと。
- 厚生労働大臣及び農林水産大臣が定める部数を提出すること。

担当者連絡先（本申請に係る担当者情報を記載）

氏名	所属・役職	住所
電話番号		メールアドレス

様式第二号

指定番号

輸入サル飼育施設指定書

氏 名

住 所

(法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 54 条第 1 号の輸入禁止地域等を
省令（平成 11 年厚生省・農林水産省令第 2 号）第 1 条の表サルの項に規定する指定を受けた施
ることを証する。

厚生労働大臣

印

農林水産大臣

印

指定の年月日 平成 年 月 日

指定の有効年月日 平成 年 月 日

1 サルの用途

2 指定の期限及び条件

- (1) 指定は、3 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。ただし、当該期間に当該施設において飼育されたサルが、感染症の発生及びまん延の防止上必要な期間及び条件を要するものとならなければならない。
- (2) 飼育施設において飼育される輸入サルについては、衛生管理及び飼養管理に関する記録（飼育施設外からの輸入サルの繁殖、死亡、出荷等に関する記録を含む。）を記載した帳簿を備え、これを 3 年間保存しなければならない。
- (3) (2) の帳簿は、厚生労働大臣及び農林水産大臣から求めがあった場合には、これを提出しなければならない。
- (4) 飼育施設において飼育される輸入サルは、指定を受けた飼育施設を有する者以外の者に移動、譲渡、販売等をしてはならない。
- (5) この指定には、(1) から (4) までに規定するもののほか、感染症の発生及びまん延の防止上必要な期間及び条件を要するものとならなければならない。

[トップへ](#)

[健康](#) [厚生労働省ホームページ](#)

輸入サル飼育施設指定申請書

厚生労働大臣 殿
農林水産大臣 殿

申請年月日 平成 年 月 日

申請者

氏 名

(印) (署名又は記名押印)

住 所

電話番号

(法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 54 条第 1 号の輸入禁止地域等を定める省令（平成 11 年厚生省・農林水産省令第 2 号）第 1 条の表サルの項に規定する指定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

なお、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）及びこれに基づく命令を遵守し、記載事項に虚偽がないことを誓約します。

サルの用途		
業務の用に供する 施設の所在地及び位置	電話番号	
申請者 (個人である場合)		
氏 名	住 所	
(法人である場合)		
名 称	所在地	
法定代理人 (申請者が審査基準の第 1 の 1 の (4) に規定する未成年者である場合)		
氏 名	住 所	
※ 事務処理欄		

審査基準の第1の1の(2)に規定する役員(申請者が法人である場合)

氏名	役職名・呼称	住所

審査基準の第1の1の(2)に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

氏名	役職名・呼称	住所

施設の管理者

氏名	役職名・呼称	住所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「審査基準の第1の1の(2)に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 事業の用に供する施設の位置について、文章で明確に表現できない場合には、図面を添付して指し示すこと。
- 厚生労働大臣及び農林水産大臣が定める部数を提出すること。

担当者連絡先(本申請に係る担当者情報を記載)

氏名	所属・役職	住所
電話番号		メールアドレス

「国内の緊急テロ対策関係」ホームページ

- 2005/04/05掲載 [＜病原性微生物等の管理の強化・自治体向け＞](#)
[医療機関、衛生検査所、地方衛生研究所、保健所等における病原性微生物等の管理の強化について](#)
- 2004/08/05掲載 [＜生物兵器テロへの対応・自治体向け＞](#)
[天然痘対応指針](#)
- 2003/12/18掲載 [＜テロ全般への対応・研究機関等向け＞](#)
[「国内のテロ事件発生に係る対応について」](#)
- 2003/12/18掲載 [＜病原性微生物等の管理の強化・研究機関等向け＞](#)
[「病原性微生物等の管理の強化について」](#)
- 2003/12/18掲載 [＜病原性微生物等の管理の強化・自治体向け＞](#)
[「病原性微生物等の管理の強化について」](#)
- 2003/12/16掲載 [＜テロ全般への対応・自治体向け＞](#)
[「国内のテロ事件発生に係る対応について」](#)
- 2003/03/20掲載 [＜テロ全般への対応・自治体向け＞](#)
[国内でのテロ事件発生に係る対応について\(平成15年3月20日科発第0320002号\)](#)
- 2002/11/06掲載 [＜ボツリヌス症の診断・治療・医療従事者向け＞](#)
[感染症の診断・治療ガイドラインの追補改訂版の送付について\(平成14年8月29日通知\)](#)
- 2002/10/31掲載 [＜テロ全般への対応・自治体向け＞](#)
[国内でのテロ事件発生に備えたテロ対策の再点検等について\(平成14年10月29日科発第1029003号等通知\)](#)
- 2002/10/31掲載 [＜テロ全般への対応・研究機関等向け＞](#)
[国内でのテロ事件発生に備えたテロ対策の再点検等について\(平成14年10月29日科発第1029003号-2,3\)](#)
- 2002/06/03掲載 [＜野兔病の診断・治療・医療従事者向け＞](#)
[感染症の診断・治療ガイドラインの追補改訂版の送付について](#)
- 2002/06/03掲載 [＜一般向け＞](#)
[厚生科学審議会感染症分科会感染症部会 大規模感染症事前対応専門委員会報告書～生物テロに対する厚生労働省の対応について～](#)
- 2002/01/11掲載 [＜一般の方用・保健所等窓口用・医療機関用パンフレット＞](#)
[炭疽菌等の汚染のおそれのある場合の対応について](#)
- 2001/12/27掲載 [＜天然痘、炭疽の診断・治療・医療従事者向け＞](#)
[感染症の診断・治療ガイドラインの追補改訂版の送付について](#)
- 2001/11/16掲載 [＜健康保険制度上の取扱い・自治体等向け＞](#)
[炭疽菌感染症に係る治療薬の健康保険制度上の取扱いについて\(平成13年11月16日保医発第271号通知\)](#)

- 2001/10/26掲載 [＜天然痘ワクチン・炭疽用の抗生物質・情報提供＞](#)
[第2回緊急テロ対策本部会議終了後報告メモについて](#)
- 2001/10/26更新 [＜炭疽の診断・医療従事者向け＞](#)
[「炭疽が疑われる患者の診療のポイント」](#)
- 2001/10/19更新 [＜郵便物への対応・情報提供＞](#)
[福島県内の郵便局で発見された不審な郵便物に対する厚生労働省の対応](#)
- 2001/10/18掲載 [＜郵便物への対応・検査・自治体向け＞](#)
[炭疽菌等の汚染のおそれのある郵便物等の取扱いについて\(検査を含めた対応の流れ\)\(平成13年10月18日科発第467号等通知\)](#)
- 2001/10/18掲載 [＜炭疽の治療・医療従事者向け＞](#)
[炭疽に関する意見書\(社団法人 日本感染症学会\)について](#)
- 2001/10/18掲載 [＜炭疽の検査・情報提供＞](#)
[炭疽菌の検査法に関する講習会の開催について\(平成13年10月17日通知\)](#)
- 2001/10/16掲載 [＜病原性微生物の管理・研究機関等向け＞](#)
[病原性微生物等の管理の強化について\(平成13年10月15日科発第456号通知\)](#)
- 2001/10/15掲載 [＜生物兵器テロの種類・情報提供＞](#)
[生物兵器テロの可能性が高い感染症について](#)
- 2001/10/15掲載 [＜郵便物への対応・対処法・情報提供＞](#)
[「米国の同時多発テロ」における炭疽菌等の汚染のおそれのある封筒等の取扱い方法について](#)
- 2001/10/12掲載 [＜異常な感染症の察知・医療従事者向け＞](#)
[国内における生物テロ事件発生を想定した対応について\(平成13年10月11日通知\)](#)
- 2001/10/09掲載 [＜テロ全般への対応・自治体、研究機関等向け＞](#)
[「米国の同時多発テロ」を契機とする国内におけるテロ事件発生に関する対応について\(平成13年10月8日科発第443号通知\)](#)
- 2001/10/05掲載 [＜テロ全般への対応・自治体等向け＞](#)
[「米国の同時多発テロ」を契機とする国内におけるテロ事件発生に関する対応について\(平成13年10月4日科発第438号等通知\)](#)

○「テロ事件対策関係」リンク集

- 首相官邸
 - [テロ対策関連](#)
- 防衛庁
 - [自衛隊ホームページ](#)
- 金融庁
 - [「タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出について\(追加要請\)」の発出について](#)
- 郵政事業庁
 - [イラク問題関連情報](#)
- 警察庁
 - [警察のテロ対策](#)
- 消防庁
 - [都道府県における国内テロ対策に係る体制の緊急整備について](#)

- [国内テロ対策等における重点推進事項について](#)
- 外務省
 - [米国同時多発テロ事件](#)
 - [外務省・海外危険情報](#)
 - [外務省・海外安全相談センター情報](#)
- 文部科学省
 - [文部科学省の緊急テロ対策](#)
- 農林水産省
 - [農林水産省テロ対策関係](#)
- 国土交通省
 - [国土交通省における緊急テロ対策](#)
- 日本医師会
 - [米国における同時多発テロ事件に関連して](#)
- 国立感染症研究所 感染症情報センター
 - [感染症の話「天然痘\(痘瘡、smallpox、variola\)」](#)
 - [感染症の話「炭疽」](#)
- 国立医薬品食品衛生研究所
 - [健康危機管理関連情報](#)
- 長崎大学熱帯医学研究所
 - [誰でも出来る天然痘の診断-Diagnosis of smallpox-](#)
- 労働福祉事業団
 - [米国テロに伴う帰国労働者等の心のケア対応ガイドを作成しました。](#)
 - [米国在留邦人の方へ 電子メール等による心の医療相談について](#)

[トップへ](#)

[厚生労働省ホームページ](#)

[「国内の緊急テロ対策関係」ホームページ](#)

天然痘対応指針 (第5版)

(PDF:455KB)

厚生労働省健康局結核感染症課

平成16年5月14日

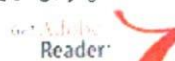
目次

はじめに

- 1 [基本方針](#)
- 2 [組織体制](#)
- 3 [報告基準](#)
- 4 [症候群別サーベイランス](#)
- 5 [保健所における初期対応](#)
- 6 [保健所に必要な装備及び備品](#)
- 7 [検査材料の採取](#)
- 8 [検体材料の輸送](#)
- 9 [医療体制](#)
- 10 [治療指針](#)
- 11 [患者移送](#)
- 12 [消毒・汚染除去等](#)
- 13 [疫学調査及び接触者の管理](#)
- 14 [予防接種](#)
- 15 [広報及び情報提供](#)

PDFファイルを見るためには、アクロバットリーダーというソフトが必要です。
アクロバットリーダーは無料で配布されています。

(次のアイコンをクリックしてください。)



[トップへ](#)

[「国内の緊急テロ対策関係」ホームページ](#)

健康危機管理について

感染症健康危機管理実施要領

厚生労働省健康局

1 目的

本実施要領は、「厚生労働省健康危機管理基本方針」に基づく個別指針として、感染症対策に係る危機管理の具体的な指針を定めるものである。なお、本実施要領は、厚生労働省内での対応について定めたものであり、地方公共団体等での対応要領については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「法」という。)第10条第1項に規定する予防計画、既存の指針、要綱等によるものとする。

2 感染症対策における危機管理の基本的心得

(1) 感染症は、ひとたび発生して拡大すれば個人の健康のみならず社会全体に深刻な影響を及ぼすおそれがあることに留意し、日ごろからの発生状況の把握と的確な流行状況の予測に努めるものとする。

(2) ひとたび感染症が発生した場合は、適切な初期対応が拡大防止の第一要件であることから、起因病原体の感染性、感染経路、重症度等を考慮した機敏な対応に努めるものとする。

3 感染症による健康危機発生時の対策決定

(1) 平時体制

国立感染症研究所感染症情報センターにおいては、法に規定する感染症発生動向調査を実施するとともに、世界保健機関(以下「WHO」という。)、米国疾病対策予防センター(以下「CDC」という。)及び内外の大学研究機関等からの情報を収集し、分析を行い、必要な情報を健康局結核感染症課(以下「結核感染症課」という。)へ提供する。

結核感染症課は、緊急時の第一報や自治体の行政対応に係る緊急時の情報収集を行い、それらの情報を評価し、政策判断をすることとする。

(1) 情報の収集

ア 地方自治体からの情報

- 結核感染症課は、感染症の発生についての情報を地方自治体から受理した場合、直ちに、別紙1のどのレベルに該当するか判断するために必要な情報を収集する。

イ 感染症発生動向調査による情報

- 感染症情報センターでは、法第三章及び感染症発生動向調査事業実施要綱(平成11年3月19日健医発第458号厚生省保健医療局長通知)等に従い、原則として金曜日までに、前の週の分の患者情報を集計する。
- 感染症情報センターは、コメントを付した上で取りまとめた結果を直ちに結核感染症課へ電子メールにより伝達する。
- 感染症情報センターは、集計の途中段階においても、別紙1のレベル3以上に該当する状態と判断した場合には、速やかに結核感染症課へ電話で通報を行う。

ウ 検疫所からの情報

- 検疫所(支所、出張所を含む。以下同じ。)において、当該検疫所が所管する検疫港又は検疫飛行場に来港する船舶又は飛行機(以下「船舶等」という。)が、国内に常在しない感染症を持ち込むおそれが高いと判断した場合、当該検疫所は、当該船舶等の出港地、発生が疑われる感染症等の情報を、直ちに結核感染症課及び医薬局食品保健部企画課検疫所業務管理室(以下「検疫所業務管理室」という。)へ通報する。

- 検疫所は、当該検疫所が所管する検疫港又は検疫飛行場において、法に規定する一類感染症、二類感染症又は三類感染症の発生を発見した場合、直ちに報告書を結核感染症課及び検疫所業務管理室へ伝達する。

エ WHO、CDCの情報

- 結核感染症課は、毎日、WHOのホームページの感染症集団発生情報 (<http://www.who.ch/programmes/emc/news.htm>)を確認する。
- 結核感染症課は、毎週月曜日に、WHO疫学週報(WER)を、WHOのWERのホームページ (http://www.who.ch/wer/wer_home.htm)からダウンロードし、内容を確認する。
- 結核感染症課は、毎週、MMWR(Morbidity and Mortality Weekly Report)のうち感染症の発生に関する情報を確認する。
- 結核感染症課は、WHO、CDC等と頻繁に電子メール等を通じて情報交換を行うとともに、新種の感染症が海外で発生し、拡大した場合には、WHO、現地等への専門家の派遣等を通じて、情報収集を行う。
また、収集、交換した情報の写しが大臣官房国際課(以下「国際課」という。)に送付されるようにする。

オ 国際課経由の在外公館からの情報

- 結核感染症課は、国際課経由により在外公館発出の感染症発生に関する情報を収集する。

カ その他の情報

- 結核感染症課が、感染症に関する情報で上記ア～オの方法により入手し得なかったものを把握した場合には、直ちに情報の真偽等の確認を行う。

(2) 対応のレベル決定及び情報提供

ア 既知の感染症である場合

(ア) 感染経路が特定されている場合

- 結核感染症課は、新着情報の到着及び既存の情報の変更があった場合には、速やかに、感染症の発生例のレベルを判断し、別紙1に沿った情報提供、治療情報の収集等を行う。この場合において、レベル3以上と判断されたときは、別紙1に沿った対応に加え、別紙2の一次対応者に対して当該情報及びレベル3以上の判断が下された旨を伝達するとともに、下記の「(2)緊急時対応」に沿った対応を行う。
- 結核感染症課は、病原体の種類が如何にかかわらず、発生例の感染経路から判断して、別紙3に掲げる関係課に対して当該発生情報を伝達する。

(イ) 感染経路が特定されていない場合

- 結核感染症課は、新着情報の到着及び既存の情報の変更があった場合には、既に受理している情報から、速やかに当該発生例のレベルを判断し、別紙1に沿った情報提供、治療情報の収集等を行う。この場合において、レベル3以上と判断された場合には、別紙1の表に沿った対応に加え、別紙2の一次対応者に対して当該情報及びレベル3以上の判断が下された旨を伝達するとともに、下記の「(2)緊急時対応」に沿った対応を行う。
- 結核感染症課は、病原体の種類が如何にかかわらず、発生している疾病から推定される感染経路に応じ、別紙3に掲げる関係課に対して、当該発生情報を伝達する。

イ 感染症と疑われる未知の疾病である場合

- 感染症と疑われる未知の疾病が発生した旨の報告を受けた場合には、以下による対応を行う。

(ア) 患者又は死者への対応

- 法に基づく新感染症の届出があった場合等、感染症が疑われる未知の疾病の報告を受けた場合、当該患者の所在を確認し、担当医療機関と連絡をとり、患者の容態及び症状を確認する。
- 既に患者が死亡している場合、死体の所在地及び状況を確認する。

(イ) 情報収集

(1) 情報収集を行うべき者

- 結核感染症課は、国立感染症研究所と共同で、感染症が疑われる原因不明の疾病(以下「不明疾病」という。)に関する情報収集に当たる。

(2) 収集すべき情報

- 上記の担当課は、以下の情報を収集する。
 - (1) 同様の症状の疾病の発生状況(地理的、時系列的)
 - (2) 疫学的特徴
 - (3) 感染源、感染経路と想定されるもの
 - (4) 起因病原体の性状
 - (5) 感染拡大の防止方法
 - (6) 治療方法

(ウ) 情報提供

- 結核感染症課は、不明疾病の発生状況、特徴、対応について、国民及び医療機関に対し、迅速に情報提供を行う。

(エ) 法に基づく対応の必要性の決定

- (1) 結核感染症課は、(イ)により収集した情報に基づいて、当該不明疾病が新感染症の要件に該当するかどうかを検討し、新感染症としての対応が必要との方向性が得られたときは、厚生労働大臣の判断を仰いで、厚生科学審議会に諮るものとする。
- (2) 当該不明疾患が新感染症の要件に該当しないが、依然として感染症であることが疑われる疾病であるときは、引き続き原因となる病原体及び感染経路の究明を続ける。

(3) 国際機関への通報

- 検疫所業務管理室は、発生を把握した疾病が、国際保健規則(1969年7月25日採択)に基づき締結国に対して通報の義務が課せられているものであった場合には、国際課に連絡する。国際課は、当該情報をWHOに通報する。
- 結核感染症課は、国際課と協議した上で、WHOに対する通報義務のない疾病の発生の報告を行うか否か決定する。

(4) 専門家の把握

- 結核感染症課は、疾病ごとの専門知識に係る研究及び疫学調査を行うことができる国立機関の担当官職名の一覧表を作成する。

(2) 緊急時対応

別紙1のレベル3以上の状態と判断された場合には、以下に定めるところにより必要な対応を行う。

(1) 初期対応方針の決定

- 結核感染症課は、直ちに、対応方針の検討を行う。その際、最低限検討すべき事項は、以下のとおり。